

地方自治法改正法案に係る「国の補充的な指示」の慎重審議を求める意見書

昨年末の第33次地方制度調査会の答申を受け、政府は現在開会中の第213回通常国会に地方自治法の改正案の提出を準備してきた。この改正案では、大規模災害や感染症まん延など「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した場合、個別法に規定がなくとも「国の補充的な指示」として、自治体に必要な指示を行うことができるの特例を設けることとしている。

しかし、「補充的な指示」の要件となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」については、どのような事態を想定しているのか具体的に示されていない。

この地方自治法の改正に対し、全国知事会は「国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」との懸念を示している。

3月1日に閣議決定されて衆議院に提出された改正案は、これらの懸念に一部配慮したものになったものの、全国知事会は「法案上必ずしも明記されていないと考えられる点もある」と指摘し、「国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう」求めている。

よって本市議会は、国と地方自治体の健全な関係を維持、発展させる観点から、政府と国会に対し、「国の補充的な指示」を含む地方自治法の改正法案の審議を急ぐことなく、広く全国の地方自治体関係者の声を聞きながら、丁寧で慎重な議論を尽くされるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

広島県庄原市議会

(提出先)内閣総理大臣/総務大臣/衆議院議長/参議院議長